

# 第1章 教員免許更新制の概要

## 1 制度の概要

文部科学省初等中等教育局教職員課作成の「＜解説＞教員免許更新制のしくみ」（付録1）を参照のこと。

## 2 更新講習の受講が必要な者

教員の普通免許状又は特別免許状を有し、愛媛県で勤務する現職教員等のうち、次に掲げる者については、免許状更新講習の受講が必要である。

### (1) 免許法第2条第1項に規定する教育職員

主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭

### (2) 19年改正法施行規則附則第3条に規定する教育の職にある者

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む。）、指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者 他

上記の者が、定められた期限までに免許状更新関係手続を行わなかった場合、免許状は失効する。

なお、指導改善研修を命ぜられた者は、その指導改善研修が修了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。その場合、有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請することができる。（教育職員免許法第9条の3第4項）

## 3 更新講習の受講ができる者

教員の普通免許状又は特別免許状を有し、次に掲げる者については、免許状更新講習を受講することができる。（更新講習規則第9条）

### (1) 学校栄養職員、実習助教諭、実習助手、（主任）寄宿舎指導員

### (2) 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者（教育職員希望者に限る。）

### (3) 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）等勤務の保育士

### (4) 教員採用予定者、講師希望者リスト登載者

上記の者は、更新講習を受講する義務が課せられているわけではない。ただし、定められた期限を過ぎた後は、更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできない。

## 4 新免許状と旧免許状

新免許状所持者と旧免許状所持者については、制度が異なるので注意が必要である。

### (1) 新免許状所持者の更新制度

新免許状とは、平成21年4月1日以降（更新制導入後）に初めて免許状を授与される者が取得する免許状。

新免許状には、10年間の有効期間が付されている。免許状を更新するには、有効期間の満了の日の2月前までに更新講習を受講して更新の手続をする必要がある。

## (2) 旧免許状所持者の更新制度

旧免許状とは、平成 21 年 3 月 31 日以前（更新制導入前）に免許状を授与された者が取得している免許状（この者が更新制導入後に取得する免許状も旧免許状となる。）。

旧免許状には、有効期間の定めがない。ただし、生年月日が昭和 30 年 4 月 2 日以降の者については、生年月日に応じ最初の修了確認期限が設定され、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を過ぎた場合、更新講習の受講が必要な者については免許状が失効し、それ以外の者は更新講習を受講・修了し、免許管理者の確認を受けなければ、教育職員になることはできない。

## 5 更新講習受講と更新（更新講習修了確認）手続

免許状更新講習は主に大学で開設される。受講申込みは各自が大学に行き、受講後に大学から免許状更新講習（修了）（履修）証明書が発行されることとなる。

免許状更新講習（修了）（履修）証明書発行後、免許管理者に対し、更新もしくは修了確認の手続を行う。（免許管理者とは、現職教員等については勤務地の都道府県教育委員会、それ以外の者については住所地の都道府県教育委員会をいう。）

免許状更新もしくは修了確認がされると、有効期間更新証明書もしくは更新講習修了確認証明書が発行され、手続が完了となる。

## 6 更新講習受講の免除、延長（延期）

規定により更新講習受講を免除、有効期間の延長（修了確認期限の延期）を受けることができる者についても、免許管理者に対し、免除、延長（延期）の手続をする必要がある。免除、延長（延期）されると、証明書が発行され、手続完了となる。

免除、延長（延期）の対象者であっても、手続をしないまま有効期間満了日（修了確認期限）を過ぎると、免許状は失効する。

## 7 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号による確認（現職教員等でない者が、更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合（休眠状態）の回復手続）

旧免許状所持者のうち現職教員等でない者（更新講習を受講する必要がない者）が、更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合、そのままでは教育職員になれない。

教育職員になるためには、更新講習を受講した後、受講が 2 年 2 月の期間内にあることについて免許管理者の確認を受ける必要がある。（19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号）

## 第2章 教員免許更新制の流れ

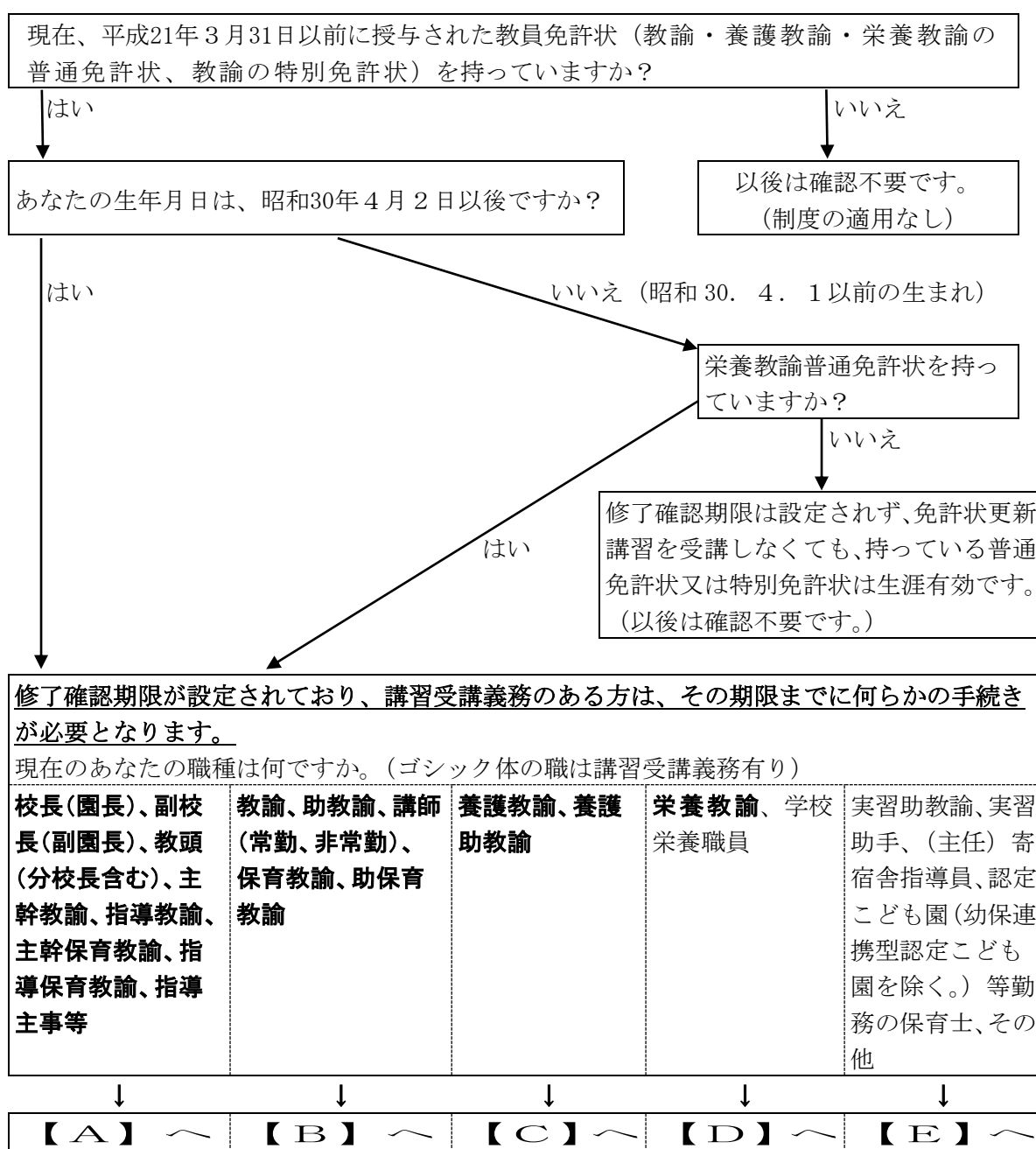
### 第1節 旧免許状所持者の教員免許更新制の流れ

#### I 免許更新制の適用

旧免許状(平成21年3月31日以前に免許状を授与された者が取得している免許状)には、有効期間の定めがない。ただし、人ごとに修了確認期限が設定され、免許更新制の基本的な枠組みが適用される。

旧免許状所持者について、制度がどのように適用されるか、以下に沿って確認すること。

#### 1 確認フローチャート



※ 修了確認期限に講習受講義務者であれば、免許状が失効する。

**【A】 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭(分校長含む。)、主幹教諭、指導教諭、  
主幹保育教諭、指導保育教諭、指導主事等**

免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。  
ただし、免許状更新講習を受講・修了し、更新することも可能です。いずれの方  
途をとるか各自で判断してください。  
(免除申請期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで  
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、  
期限までに遅滞なく提出してください。  
※申請時に、免除対象の職であることが必要。

**【B】 教諭、助教諭、講師(常勤、非常勤)、保育教諭、助保育教諭**

免許状更新講習を受講・修了することが必要です。  
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。  
(受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで  
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、期  
限までに遅滞なく提出してください。  
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員  
会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。  
(講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学  
校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要  
です。選択領域(18時間)は、「教諭」を受講対象者とする講習  
を受講することが必要です。

**【C】 養護教諭、養護助教諭**

免許状更新講習を受講・修了することが必要です。  
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。  
(受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで  
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、期  
限までに遅滞なく提出してください。  
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員  
会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。  
(講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学  
校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要  
です。選択領域(18時間)は、「養護教諭」を受講対象者とする  
講習を受講することが必要です。

## **【D】** 栄養教諭、学校栄養職員

- (1) 栄養教諭の方は、免許状更新講習を受講・修了することが必要です。  
ただし、一定の事由に該当すれば、修了確認期限の延期を行うことができます。  
(受講期間) 修了確認期限の2年2月前から2月前まで  
※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知(年2回)に従い、期限までに遅滞なく提出してください。  
※この期間に、更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認の申請をする必要があります。  
(講習選択) 選択必修領域(6時間)は、所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ受講することが必要です。選択領域(18時間)は、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。
- (2) 学校栄養職員の方は、免許状更新講習受講の義務は課せられていません。  
栄養教諭としての任命・雇用を希望する場合等は、必要に応じ、各自の判断により受講が可能です。  
(受講期間) 修了確認期限の2年2月前から受講可能  
※栄養教諭等として任命・雇用される場合は、任用までに更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認(免許状更新)の申請をする必要があります。  
※受講することなく修了確認期限を過ぎても免許状は失効しません。  
(講習選択) 選択必修領域(6時間)、選択領域(18時間)は、所有する免許状の種類、任命・雇用されようとする職等を踏まえて、各自の判断により受講してください。

## **【E】** 実習助教諭、実習助手、(主任)寄宿舎指導員、認定こども園(幼保連携型認定こども園も除く。)等勤務の保育士、その他

- (1) 実習助教諭、実習助手、(主任)寄宿舎指導員、認定こども園等勤務の保育士の方は、免許状更新講習受講の義務は課せられていません。教諭としての任命・雇用を希望する場合等は、必要に応じ、各自の判断により受講が可能です。  
(受講期間) 修了確認期限の2年2月前から受講可能  
※受講することなく修了確認期限を過ぎても免許状は失効しません。教諭等として任用される場合は、任用までに更新講習を受講し、免許管理者(愛媛県教育委員会)に更新講習修了確認(免許状更新)の申請をする必要があります。  
(講習選択) 選択必修領域(6時間)、選択領域(18時間)は、所有する免許状の種類、任命・雇用されようとする職等を踏まえて、各自の判断により受講してください。
- (2) その他の方は、免許状更新講習を受講することができません。(受講することなく修了確認期限を過ぎても、免許状は失効しません。ただし、修了確認期

限後は、更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできません。）

教員になることを希望する場合、次に該当する方は、免許状更新講習を受講することができます。

- ・ 以前、教育職員（教諭、養護教諭、栄養教諭等）であった者
- ・ 教員採用予定者、講師希望者リスト登載者

- (3) 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合（休眠状態）は、回復  
手続を行わないと教育職員になれません。

教育職員になるためには、更新講習を受講した後、受講が2年2月の期間内にあることについて免許管理者の確認（19 年改正法附則第2条第3項第3号による確認（回復確認））を受ける必要があります。

## 2 修了確認期限

次の表 1, 2 により、修了確認期限を確認すること。

※栄養教諭免許状を持つ者は、教諭であっても、(表 2) による確認となる。

(表 1)

○ 平成 21 年 3 月 31 日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ者（栄養教諭免許状を持つ者を除く。）の修了確認期限（19 年改正法施行規則附則第 5 条第 1 項）

|   | 生年月日                                                                                                  | 最初の修了確認期限        | 免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間           | 左記の期間にて更新した者の次回の修了確認期限 | 免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|
| ① | 昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日<br>昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日<br>昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 平成 21 年 4 月 1 日～<br>平成 23 年 1 月 31 日 | 令和 3 年 3 月 31 日        | 平成 31 年 2 月 1 日～<br>令和 3 年 1 月 31 日  |
| ② | 昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日<br>昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日<br>昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日 | 平成 24 年 3 月 31 日 | 平成 22 年 2 月 1 日～<br>平成 24 年 1 月 31 日 | 令和 4 年 3 月 31 日        | 令和 2 年 2 月 1 日～<br>令和 4 年 1 月 31 日   |
| ③ | 昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日<br>昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日<br>昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日 | 平成 25 年 3 月 31 日 | 平成 23 年 2 月 1 日～<br>平成 25 年 1 月 31 日 | 令和 5 年 3 月 31 日        | 令和 3 年 2 月 1 日～<br>令和 5 年 1 月 31 日   |
| ④ | 昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日<br>昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日<br>昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日 | 平成 26 年 3 月 31 日 | 平成 24 年 2 月 1 日～<br>平成 26 年 1 月 31 日 | 令和 6 年 3 月 31 日        | 令和 4 年 2 月 1 日～<br>令和 6 年 1 月 31 日   |
| ⑤ | 昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日<br>昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日<br>昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日 | 平成 27 年 3 月 31 日 | 平成 25 年 2 月 1 日～<br>平成 27 年 1 月 31 日 | 令和 7 年 3 月 31 日        | 令和 5 年 2 月 1 日～<br>令和 7 年 1 月 31 日   |
| ⑥ | 昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日<br>昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日<br>昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日 | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 26 年 2 月 1 日～<br>平成 28 年 1 月 31 日 | 令和 8 年 3 月 31 日        | 令和 6 年 2 月 1 日～<br>令和 8 年 1 月 31 日   |
| ⑦ | 昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日<br>昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日<br>昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 27 年 2 月 1 日～<br>平成 29 年 1 月 31 日 | 令和 9 年 3 月 31 日        | 令和 7 年 2 月 1 日～<br>令和 9 年 1 月 31 日   |
| ⑧ | 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日<br>昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日<br>昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日 | 平成 30 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 2 月 1 日～<br>平成 30 年 1 月 31 日 | 令和 10 年 3 月 31 日       | 令和 8 年 2 月 1 日～<br>令和 10 年 1 月 31 日  |
| ⑨ | 昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日<br>昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日<br>昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 3 月 31 日 | 平成 29 年 2 月 1 日～<br>平成 31 年 1 月 31 日 | 令和 11 年 3 月 31 日       | 令和 9 年 2 月 1 日～<br>令和 11 年 1 月 31 日  |
| ⑩ | 昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日<br>昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日<br>昭和 59 年 4 月 2 日～                | 令和 2 年 3 月 31 日  | 平成 30 年 2 月 1 日～<br>令和 2 年 1 月 31 日  | 令和 12 年 3 月 31 日       | 令和 10 年 2 月 1 日～<br>令和 12 年 1 月 31 日 |

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の太枠内の期間に修了確認又は免除を受けた者は、表の次回の修了確認期限を確認すること。

※延期申請又は 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号による確認（回復確認）を受けた者は、この限りでないため、注意すること。

(表 2)

○ 平成 21 年 3 月 31 日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（栄養教諭以外の職にある方も該当します。）の修了確認期限（19 年改正法施行規則附則第 5 条第 2 項）

|   | 免許状を授与された日                                                         | 最初の修了確認期限        | 免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間           | 次回の修了確認期限        | 免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間          |
|---|--------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------|-------------------------------------|
| ① | 平成 18 年 3 月 31 日以前に<br>栄養教諭の普通免許状を授与された<br>旧免許状所持者                 | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 26 年 2 月 1 日～<br>平成 28 年 1 月 31 日 | 令和 8 年 3 月 31 日  | 令和 6 年 2 月 1 日～<br>令和 8 年 1 月 31 日  |
| ② | 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31<br>日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ<br>れた旧免許状所持者 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 27 年 2 月 1 日～<br>平成 29 年 1 月 31 日 | 令和 9 年 3 月 31 日  | 令和 7 年 2 月 1 日～<br>令和 9 年 1 月 31 日  |
| ③ | 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31<br>日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ<br>れた旧免許状所持者 | 平成 30 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 2 月 1 日～<br>平成 30 年 1 月 31 日 | 令和 10 年 3 月 31 日 | 令和 8 年 2 月 1 日～<br>令和 10 年 1 月 31 日 |
| ④ | 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31<br>日までに栄養教諭の普通免許状を授与さ<br>れた旧免許状所持者 | 平成 31 年 3 月 31 日 | 平成 29 年 2 月 1 日～<br>平成 31 年 1 月 31 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 | 令和 9 年 2 月 1 日～<br>令和 11 年 1 月 31 日 |

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の太枠内の期間に修了確認又は免除を受けた者は、表の次回の修了確認期限を確認すること。

※延期申請又は 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号による確認（回復確認）を受けた者は、この限りでないため、注意すること

【ご自分に関する確認事項】

上記表を確認のうえ、自身に関する事項について転記すること。

| 確認事項                              | 確認内容                      | 備考                                                   |
|-----------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------|
| 現在の修了確認期限                         | 令和 年 月 日                  | この期限までに、何らかの申請（更新講習修了確認、免除、延期）をする必要があります。            |
| 免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間 | 令和 年 月 日<br>～<br>令和 年 月 日 | この期間の最終日が、申請手続きの最終日となる。                              |
| 次回の修了確認期限                         | 令和 年 月 日                  | 修了確認又は免除がされた場合、表で確認した次回の修了確認期限となります。（延期の場合は、表とは異なる。） |

## Ⅱ 講習受講から手続まで

「Ⅰ 免許更新制の適用」での確認事項に基づき、現在の修了確認期限までの手続について、具体的にどのような流れで行うか、以下に沿って確認すること。

現在の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2を確認してください。） → 現在の修了確認期限  
令和 年 月 日

↓  
〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学等のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。 → 免許状更新講習受講期間  
令和 年 月 日～令和 年 月 日

↓  
各自が各大学等に受講を申し込みます。（受講申込書で各学校長等から教員であることを証明してもらいます。）

↓  
大学等が開設する免許状更新講習を30時間以上受講します。  
＜受講が必要な内容＞  
必修領域  
→ 全ての受講者が受講 6時間以上  
選択必修領域  
→ 所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講 6時間以上  
選択領域  
→ 職に応じた内容のものを受講 18時間以上  
教諭→教諭を受講対象者とする講習を受講  
養護教諭→養護教諭を受講対象者とする講習を受講  
栄養教諭→栄養教諭を受講対象者とする講習を受講  
※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文部科学省が認定を行い、文部科学省HPに掲載するとともに、各大学等は受講対象者を示して受講者の募集を行います。

↓  
30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等から免許状更新講習（修了）（履修）証明書が発行されます。

↓  
〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に更新講習修了確認の申請をします。 → 申請手続最終日  
令和 年 月 日

※現職教員については、愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

↓  
免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書が発行されます。（更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した方の場合、19年改正法附則第2条第3項第3号による確認証明書が発行されます。）

↓  
次の修了確認期限（10年後）まで、持っているすべての教員免許状が有効。 → 次回の修了確認期限  
令和 年 月 日

### Ⅲ 更新講習免除（19年改正法附則第2条第5項）

更新講習免除対象者は、免許管理者に免除申請を行うことによって、免許状更新講習の受講が免除される。（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

なお、免除対象者であっても、申請を行わなければ免除されない。修了確認期限までに、免除申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

#### 1 免除申請期間

修了確認期限の2年2月前から2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

#### 2 免除対象者（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

- (1) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む）、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭
- (2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者のうち免許管理者が定める者
- (3) 地方公共団体の職員のうち(2)に準ずるものとして免許管理者が定める者
- (4) 免許状更新講習の講師  
※各自の免許状更新講習受講期間中に免許状更新講習の講師となった者に限る。
- (5) 有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間に個人に対してなされた表彰等で、次に掲げるものを受けた者
  - ・教育者文部科学大臣表彰
  - ・文部科学大臣優秀教員表彰
  - ・愛媛県教職員選賞規程に定める表彰
  - ・愛媛県職員等表彰規則に定める優良職員表彰
  - ・その他（文部科学大臣、都道府県教育委員会、私学団体等が行う表彰等で教育長が認めるもの）
- (6) その他文部科学省が別に定める者

#### 3 手続の流れ

現在の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2を確認してください。）

→現在の修了確認期限  
令和 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

免除対象者に該当するかどうかを確認します。



〈各自の修了確認期限の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が、「在職等証明書」などの免除事由を確認できる書類等を添付し、免許状更新講習受講期間内に免許管理者である愛媛県教育委員会に免除の申請をします。

→免許状更新講習受講期間  
令和 年 月 日～令和 年 月 日  
申請手続最終日  
令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が更新講習免除を認め、**免許状更新講習免除証明書**が発行されます。



次の修了確認期限（10年後）まで、持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限

令和 年 月 日

#### IV 修了確認期限の延期（19年改正法附則第2条第4項）

一定の事由に該当する者で、修了確認期限の延期を希望する場合は、免許管理者に修了確認期限の延期の申請が可能である。（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

なお、延期事由に該当する者であっても、延期申請を行わなければ延期されない。修了確認期限までに、延期申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

##### 1 延期申請期間

延期事由が発生してから修了確認期限の2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

##### 2 延期対象事由

- (1) 指導改善研修中であること
- (2) 休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産休、育休、介護休暇の期間中であること
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- (4) 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- (6) 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- (7) 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2月未満であること
- (8) 10年以内に免許状の授与を受けている場合

- ・所持する普通免許状及び特別免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合

※特別支援学校教諭免許状で、新たに特別支援教育領域を追加した場合は免許状の授与に当たらない。

例) 特別支援教諭一種免許状の知的障害者領域を所有している者が、聴覚障害者領域を追加申請した場合は、元の免許状に領域が追加されるだけのため、新たな免許状の授与には当たらない。

##### 3 延期期間

修了確認期限が延期される期間は、申請者が申し出た延期期間に応じ、次の期間の範囲内で免許管理者が定める。

- (1) 延期対象事由 (1)～(6)の場合

延期対象事由がなくなった日から起算して2年2月

- (2) 延期対象事由 (7)の場合

教員となった日から起算して2年2月

(3) 延期対象事由 (8)の場合

普通免許状及び特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年

#### 4 手続の流れ

現在の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2を確認してください。）

→現在の修了確認期限

令和 年 月 日

免許状更新講習受講期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2月前までに確認が必要なこと〉

修了確認期限の延期事由に該当するかどうかを確認します。



〈各自の修了確認期限の2月前までに行うことが必要なこと〉

各自が、「延長（延期）事由証明書」などの延期事由を確認できる書類等を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に延期の申請をします。

→申請手続最終日

令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が修了確認期限の延期を認め、**修了確認期限延期証明書**が発行されます。



次の修了確認期限まで、持っているすべての教員免許状が有効。

※次の修了確認期限は、申請者の申し出た延期期間に応じ、免許管理者が定める。

→次回の修了確認期限

令和 年 月 日

## 第2節 新免許状所持者の教員免許更新制の流れ

### I 免許状の有効期間満了日

新免許状(平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与される者が取得する免許状)には、10年間の有効期間が付されており、免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている。

複数の免許状を有する場合、所持する全ての免許状の有効期間満了日は、それぞれの免許状に記載されている満了日のうち、最も遅い日に統一される。

なお、免許状更新講習受講期間は、有効期間満了日の2年2月前から2月前までの2年間となる。

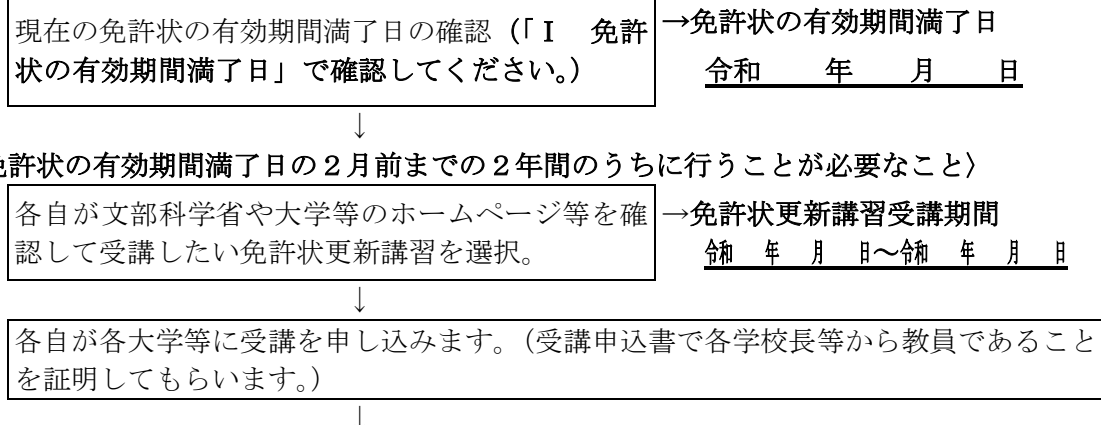
#### 【有効期間満了日の確認】

あなたがお持ちの教員免許状をすべて記入してください。

| 免許状の種類                                   | 教科・領域             | 授与権者 | 有効期間満了日 |
|------------------------------------------|-------------------|------|---------|
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
|                                          |                   |      | 年 月 日   |
| 過去に更新、免除又は延長を行っている場合の<br>次回の有効期間の満了日     |                   |      | 年 月 日   |
| 上記のうち、最も遅い有効期間満了日<br>＝所持する全ての免許状の有効期間満了日 |                   |      | 年 月 日   |
| 免許状更新講習受<br>講期間及び免許管<br>理者への更新等申<br>請期間  | (有効期間満了日の2年2月前) - | →    | 年 月 日   |
|                                          | (有効期間満了日の2月前) -   | →    | 年 月 日   |

### II 講習受講から手続まで

免許状の有効期間満了日までの更新に関する手続について、具体的にどのような流れで行うか、以下に沿って確認すること。



大学等が開設する免許状更新講習を30時間以上受講します。

＜受講が必要な内容＞

|        |                                                     |         |
|--------|-----------------------------------------------------|---------|
| 必修領域   | → <u>全ての受講者が受講</u>                                  | 6 時間以上  |
| 選択必修領域 | → <u>所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講</u> | 6 時間以上  |
| 選択領域   | → <u>免許状に応じた内容のものを受講</u>                            | 18 時間以上 |

教諭の免許状を所持する場合  
→教諭を受講対象者とする講習を受講

養護教諭の免許状を所持する場合  
→養護教諭を受講対象者とする講習を受講

栄養教諭の免許状を所持する場合  
→栄養教諭を受講対象者とする講習を受講

(例) 教諭の免許状と養護教諭の免許状を所持し、両方の免許状を更新する場合  
→教諭を受講対象者とする講習（18 時間）と養護教諭を受講対象者とする講習（18 時間）をそれぞれ受講する必要がある。ただし、教諭と養護教諭の両方を受講対象者とする講習（18 時間）を受講した場合は、両方の免許状が更新可能。

※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文部科学省が認定を行い、文部科学省HPに掲載するとともに、各大学等は受講対象者を示して受講者の募集を行います。



30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等から免許状更新講習（修了）（履修）証明書が発行されます。



＜免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと＞

|                                                             |                      |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|
| 各自が免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に更新講習修了確認の申請をします。 | →申請手続最終日<br>令和 年 月 日 |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|

※現職教員については、愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が有効期間更新を認め、有効期間更新証明書が発行されます。



|                                    |                         |
|------------------------------------|-------------------------|
| 次の有効期間満了日（10年後）まで、申請した全ての教員免許状が更新。 | →次回の有効期間満了日<br>令和 年 月 日 |
|------------------------------------|-------------------------|

### Ⅲ 更新講習免除による更新（免許法第9条の2第3項）

更新講習免除対象者は、免許管理者に更新講習免除のうえで更新の申請を行うことによって、免許状が更新される。（更新講習の受講ができる者に限る。）

なお、免除対象者であっても、申請を行わなければ免除されない。有効期間満了日までに、免除による更新の申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

### 1 免除による更新申請期間

有効期間満了日の2年2月前から2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

### 2 免除対象者（更新講習を受講する義務のある者に限る。）

(1) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む。）、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭

(2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者のうち免許管理者が定める者

(3) 地方公共団体の職員及び独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家の職員のうち(2)に準ずるものとして免許管理者が定める者

(4) 免許状更新講習の講師

※各自の免許状更新講習受講期間中に免許状更新講習の講師となった者に限る。

(5) 有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間に個人に対してなされた表彰等で、次に掲げるものを受けた者

- ・教育者文部科学大臣表彰
- ・文部科学大臣優秀教員表彰
- ・愛媛県教職員選賞規程に定める表彰
- ・愛媛県職員等表彰規則に定める優良職員表彰
- ・その他（文部科学大臣、都道府県教育委員会、私学団体等が行う表彰等で教育長が認めるもの）

(6) その他文部科学省が別に定める者

### 3 手続の流れ

現在の免許状の有効期間満了日の確認（「Ⅰ 免許状の有効期間満了日」で確認してください。）

→免許状の有効期間満了日  
令和 年 月 日



〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

免除対象者に該当するかどうかを確認します。



〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が、「在職等証明書」などの免除事由を確認できる書類等を添付し、免許状更新講習受講期間内に免許管理者である愛媛県教育委員会に免除による更新の申請をします。

→免許状更新講習受講期間  
令和 年 月 日～令和 年 月 日  
申請手続最終日  
令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が更新講習免除を認め、**有効期間更新証明書**が発行されます。

↓

|                                          |                                 |
|------------------------------------------|---------------------------------|
| 次の有効期間満了日（10年後）まで、更新申請した<br>全ての教員免許状が有効。 | →次の有効期間満了日<br>令和    年    月    日 |
|------------------------------------------|---------------------------------|

#### IV 有効期間の延長（免許法第9条の2第5項）

一定の事由に該当する者で、有効期間の延長を希望する場合は、免許管理者に有効期間延長の申請が可能である。（更新講習の受講ができる者に限る。）

なお、延長事由に該当する者であっても、申請を行わなければ延長されない。有効期間満了日までに、延長申請をせず更新講習を修了しなかった場合は、免許状は失効するので注意すること。

##### 1 延長申請期間

延長事由が発生してから有効期間満了日の2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

##### 2 延長対象事由

- (1) 指導改善研修中であること
- (2) 休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産休、育休、介護休暇の期間中であること
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- (4) 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- (6) 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- (7) 教員となった日から有効期間満了日までの期間が2年2月未満であること

##### 3 延長期間

有効期間が延長される期間は、申請者が申し出た延長期間に応じ、次の期間の範囲内で免許管理者が定める。

- (1) 延長対象事由（1）～（6）の場合  
 延長対象事由がなくなった日から起算して2年2月
- (2) 延長対象事由（7）の場合  
 教員となった日から起算して2年2月

##### 4 手続の流れ

|                                              |                                                                   |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 現在の免許状の有効期間満了日の確認（「I 免許状の有効期間満了日」で確認してください。） | →免許状の有効期間満了日<br>令和    年    月    日<br>申請手続最終日<br>令和    年    月    日 |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|

↓

〈免許状の有効期間満了日の2月前までの2年間のうちに確認が必要なこと〉

有効期間の延長事由に該当するかどうかを確認します。



〈各自の有効期間満了日の2月前までに行うことが必要なこと〉

各自が、「延長（延期）事由証明書」などの延長事由を確認できる書類等を添付し、免許管理者である愛媛県教育委員会に延長の申請をします。

→申請手続最終日

令和 年 月 日

※愛媛県教育委員会から所属長宛での通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。



免許管理者が有効期間の延長を認め、有効期間延長証明書が発行されます。



次の有効期間満了日（10年後）まで、延長申請した全ての教員免許状が有効。

→次回の有効期間満了日

令和 年 月 日

## 第3章 免許状更新講習の受講

### 1 免許状更新講習の開設者（免許法第9条の3第1項、更新講習規則第1条）

免許状更新講習は、主に大学が開設する。

（免許状更新講習を開設できる者）

- （1）大学・大学共同利用機関
- （2）指定教育養成機関
- （3）都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会
- （4）文部科学省が指定する法人（独立行政法人、公益法人など）

### 2 受講手続

免許状更新講習の受講については、大学等の開設者へ各自が直接申し込む。

その際、受講申込書の中で、各学校長等から受講対象者であることの証明を受ける必要がある。

### 3 受講対象者の証明

受講対象者であることの証明を行う者は、次のとおり想定される。

| 受 講 対 象 者 の 区 分 |                                                                                                |          | 証 明 者                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------|
| 教育職員・教育の職       | 教育職員（免許法第9条の3第3項第1号）<br>…主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭 | 市町立学校    | 校長（園長）<br>※校長は、市町教育委員会 |
|                 |                                                                                                | 県立学校     | 校長                     |
|                 |                                                                                                | 国立学校     | 校長（園長）                 |
|                 |                                                                                                | 私立学校     | 校長（園長）                 |
|                 | 校長（園長）、副校長（副園長）、<br>教頭（分校長含む。）、<br>実習助教諭、実習助手、<br>（主任）寄宿舎指導員、<br>学校栄養職員<br>（更新講習規則第9条第1項第1号）   | 愛媛県教育委員会 | 愛媛県教育委員会<br>所属長        |
|                 |                                                                                                | 市町教育委員会  | 市町教育委員会<br>所属長         |
|                 | 国・地方公共団体の職員等で、上記の者に<br>準ずる者として免許管理者が定める者<br>（更新講習規則第9条第1項第3号）                                  | 知事部局     | 知事部局 所属長               |
|                 |                                                                                                | 市町       | 市町 所属長                 |
|                 |                                                                                                | 学校法人     | 理事長                    |
|                 |                                                                                                | 独立行政法人   | 独立行政法人<br>所属長          |
|                 | その他文部科学大臣が定める者 ※調査官、視学官<br>（更新講習規則第9条第1項第4号）                                                   |          | その者の任命権者・雇用者           |

|                          |                                                                                              |                                |                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 教員採用内定者・<br>教員採用内定者に準ずる者 | 1 教員勤務経験者<br>(更新講習規則第9条第2項第1号)<br>2 教育職員となるが見込まれる者(教員採用内定者、臨時任用リスト登載者等)<br>(更新講習規則第9条第2項第3号) | 市町立学校(幼稚園を除く。)<br>※市町採用予定者を除く。 | 愛媛県教育委員会<br>教育事務所長 |
|                          |                                                                                              | 公立幼稚園<br>市町立学校(市町採用予定者のみ)      | 市町教育委員会            |
|                          |                                                                                              | 県立学校                           | 愛媛県教育委員会<br>高校教育課長 |
|                          |                                                                                              | 国立学校                           | 大学長                |
|                          |                                                                                              | 私立学校                           | 理事長                |
|                          | 認定こども園(幼保連携型を除く。)、認可保育所又は幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所に勤務する保育士<br>(更新講習規則第9条第2項第2号)                  |                                | 当該施設の設置者           |

#### 4 免許状更新講習の内容(更新講習規則第4条)

免許状更新講習は、次の事項をそれぞれ受講し、あわせて30時間以上となる必要がある。

- ① 必修領域 (6時間以上)
- ② 選択必修領域 (6時間以上)
- ③ 選択領域 (18時間以上)

修了認定はそれぞれの講座ごとに行われる。

#### 5 更新講習を修了した場合

定められた30時間以上の更新講習を受講し、修了認定のための試験に合格した場合には、大学等から「免許状更新講習修了証明書」が発行される。

また、複数の講座により30時間以上を受講した場合は、講座ごとに「免許状更新講習履修証明書」が発行される。

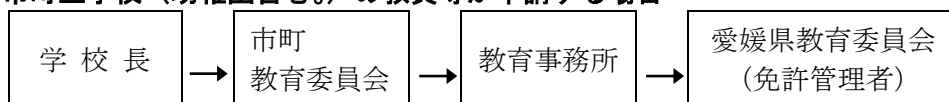
「免許状更新講習修了証明書」又は30時間以上の「免許状更新講習履修証明書」のセットを発行された後は、免許管理者へ免許状更新等の手続を行う必要がある。

## 第4章 免許状更新等の申請手続

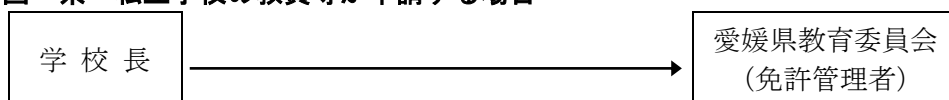
### I 申請書類の経由

免許状更新等の申請をする場合は、次に掲げる機関を経由して提出すること。

#### 1 市町立学校（幼稚園含む。）の教員等が申請する場合



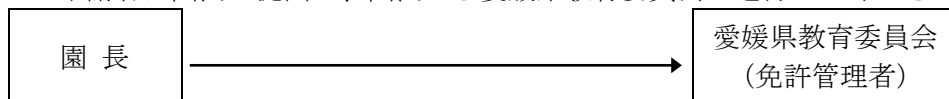
#### 2 国・県・私立学校の教員等が申請する場合



#### 3 私立幼稚園・認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の教員等が申請する場合

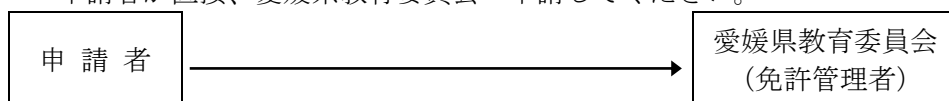
##### （1）取りまとめを行う場合

申請者は園長へ提出し、園長から愛媛県教育委員会へ送付してください。



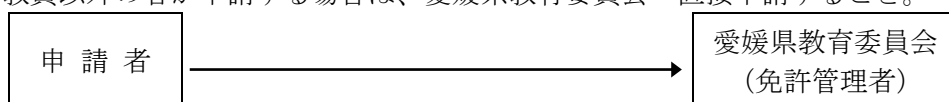
##### （2）取りまとめを行わない場合

申請者が直接、愛媛県教育委員会へ申請してください。



#### 4 教員以外の者が申請する場合

教員以外の者が申請する場合は、愛媛県教育委員会へ直接申請すること。



[注] 「更新証明書等が発行された旨の証明書」の交付を申請する場合は、愛媛県教育委員会へ直接申請すること。

## Ⅱ 手数料

手数料は、次の金額の愛媛県収入証紙をそれぞれの申請書にちょう付して納入すること。

令和3年4月1日改訂

| 区 分                          | 金 額     | 備 考                                 |
|------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 免許状の有効期間の更新手数料               | 3,300 円 | 愛媛県手数料条例<br>第2条<br>〔別表6<br>その他の手数料〕 |
| 免許状の有効期間の延長手数料<br>(期間変更を含む。) | 3,300 円 |                                     |
| 更新講習修了確認手数料                  | 3,300 円 |                                     |
| 19年改正法附則第2条第3項第3号の確認<br>手数料  | 3,300 円 |                                     |
| 修了確認期限延期手数料 (期間変更を含む。)       | 3,300 円 |                                     |
| 更新講習免除手数料                    | 3,300 円 | 証明事務等に係る<br>手数料条例第2条                |
| 更新証明書等が発行された旨の証明書交付申<br>請手数料 | 700 円   |                                     |

### Ⅲ 申請書類

申請の際は、県教委規則に規定する次の書類を、①から順番に揃えて提出すること。

[注]

申請書類中「戸籍抄本等」について

… 戸籍抄本、戸籍謄本、除籍謄本等の改姓・転籍の事実が確認できる書類のこと。

改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合に限り提出が必要である。

#### 1 免許状の有効期間の更新、更新講習修了確認、19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認

(免許法第 9 条の 2 第 1 項、19 年改正法附則第 2 条第 2 項、同条第 3 項第 3 号)

【申請書類】

- ① 有効期間更新（更新講習修了確認）等申請書（様式第 19 号）
- ② 免許状更新講習（修了）（履修）証明書
- ③ 現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第 16 号）  
※A 4 サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおり両面コピー）
- ④ 更新証明書等※の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）  
※更新証明書等 … 有効期間更新証明書、更新講習修了確認証明書、  
19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書、  
免許状更新講習免除証明書、  
有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書
- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）
- ⑥ 証明書送付用の角形 2 号封筒  
※宛名（本人宛てに限る）を明記し、必要額の切手を貼ること。（証明書 1 枚当たり 10 グラム）  
※証明書を窓口で直接受け取る場合は不要。  
（申請書右下余白にその旨を記載してください。）  
※現職教員が愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年 2 回）に従い、期限までに所属を通じ申請する場合は不要。

【申請時期】

有効期間満了日（修了確認期限）の 2 年 2 月前から 2 月前まで

※現職教員については、愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年 2 回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

#### 2 免許状更新講習の免除

(免許法第 9 条の 2 第 1 項・第 3 項、19 年改正法附則第 2 条第 5 項)

【申請書類】

- ① 免許状更新講習免除（による有効期間更新）申請書（様式第 20 号）
- ② 在職等証明書（様式第 23 号）
- ③ 更新講習の講師であることを証する書類（更新講習の講師を事由とする場合）
- ④ 表彰状等の写し又は表彰等を受けたことを証する書類（表彰等を事由とする場合）
- ⑤ 現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第 16 号）

※A 4 サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおり両面コピー）

- ⑥ 更新証明書等の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）
- ⑦ 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

有効期間満了日（修了確認期限）の2年2月前から2月前まで

※免除対象の職であることを事由に免除を申請する場合、申請時に免除対象の職であることが必要。

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

### 3 免許状の有効期間の延長又は更新講習修了確認期限の延期

（免許法第9条の2第5項及び19年改正法附則第2条第4項）

【申請書類】

- ① 有効期間延長（修了確認期限延期）申請書（様式第21号）
- ② 延長（延期）事由証明書（様式第24号）  
※ 延長（延期）事由証明書については、確定している内容（休暇簿で承認されている内容や既に発令されている内容等）を根拠に、各所属長で責任を持って証明すること。
- ③ 大学院等の在学証明書（専修免許状の取得のため大学院等に在籍していることを事由とする場合）
- ④ 現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第16号）  
※A 4 サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおり両面コピー）
- ⑤ 更新証明書等の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）
- ⑥ 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

延長（延期）事由が発生してから有効期間満了日（修了確認期限）の2月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年2回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

### 4 延長又は延期の期間変更

※ 有効期間延長又は修了確認期限延期をした後、延長（延期）事由の期間が変更となったため、延長期間又は延期期限を変更したい場合の手続

【申請書類】

- ① 有効期間延長（修了確認期限延期）の期間変更等申出書（様式第22号）
- ② 有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書
- ③ 延長（延期）事由証明書（様式第24号）  
※ 延長（延期）事由証明書については、確定している内容（休暇簿で承認されている内容や既に発令されている内容等）を根拠に、各所属長で責任を持って証明すること。
- ④ 大学院等の在学証明書（専修免許状の取得のため大学院等に在籍していることを事由とする場合）
- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

期間変更の事由が発生してから有効期間延長（修了確認期限延期）に係る事由の期間の終

期まで

## 5 更新証明書等が発行された旨の証明書の交付

※ 修了確認、免除、延期の申請により、更新証明書等の発行を受けた方が、紛失等の理由により、当該証明書が発行された旨の証明書が必要な場合の手続

### 【申請書類】

- ① 更新証明書等が発行された旨の証明書交付申請書（様式第 25 号）
  - ② 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が更新証明書等の記載と異なる場合）
  - ③ 証明書送付用の長形 3 号封筒
- ※宛名（本人宛てに限る）を明記し、必要額の切手を貼ること。（証明書 1 枚当たり 5 グラム）
- ※証明書を窓口で直接受け取る場合は不要。  
（申請書右下余白にその旨を記載してください。）

#### Ⅳ 在職等証明書及び延長（延期）事由証明書の証明者

証明を行う者は、次のとおりとすること。

| 区 分                  |                                                                                            |                               | 証 明 者                                   |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|
| 教育職員・教育の職            | 教育職員<br>…主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、<br>講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、<br>養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、<br>指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭 | 市町立学校                         | 校長（園長）<br>※校長は、市町教育委員会                  |
|                      |                                                                                            | 県立学校                          | 校長                                      |
|                      |                                                                                            | 国立学校                          | 校長（園長）                                  |
|                      |                                                                                            | 私立学校                          | 校長（園長）                                  |
|                      | 校長（園長）、副校長（副園長）、<br>教頭（分校長含む）、<br>実習助手、実習助教諭、<br>（主任）寄宿舎指導員、<br>学校栄養職員                     | 愛媛県教育委員会                      | 愛媛県教育委員会<br>所属長                         |
|                      |                                                                                            | 市町教育委員会                       | 市町教育委員会<br>所属長<br>※所属長の公印が無い場合は、市町教育委員会 |
|                      | 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者                  | 知事部局                          | 知事部局 所属長                                |
|                      |                                                                                            | 市町                            | 市町 所属長                                  |
|                      |                                                                                            | 学校法人                          | 理事長                                     |
|                      |                                                                                            | 独立行政法人                        | 独立行政法人<br>所属長                           |
|                      | その他文部科学大臣が定める者                                                                             | ※調査官、視学官                      | その者の任命権者・雇用者                            |
| 教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者 | 1 教員勤務経験者<br><br>2 教育職員となることが見込まれる者（教員採用内定者、臨時任用リスト登載者等）                                   | 市町立学校（幼稚園を除く。）<br>※市町採用予定者を除く | 愛媛県教育委員会<br>教育事務所長                      |
|                      |                                                                                            | 公立幼稚園<br>市町立学校（市町採用予定者のみ）     | 市町教育委員会                                 |
|                      |                                                                                            | 県立学校                          | 愛媛県教育委員会<br>高校教育課長                      |
|                      |                                                                                            | 国立学校                          | 大学長                                     |
|                      |                                                                                            | 私立学校                          | 理事長                                     |

※ 教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者は、新免許状所持者で免除による更新手続をする際に「在職等証明書」が必要。